



**損益計算書** [平成29年 4月 1日から  
平成30年 3月31日まで]

(単位:百万円)

科 目		金	額
経	常 収		82,598
資	金 運 用 収	54,663	
	貸 出 金 利 息 利 当	40,035	
	有 価 証 券 利 息 配 利	13,533	
	コ 一 ル ロ 一 シ 利	480	
	預 け 他 の 金 受 入 利	532	
	そ の 託 の 報 入 利	81	
信	役 務 取 引 等 収	0	
	受 入 為 替 手 数 収	12,314	
	そ の 他 の 役 務 収	3,203	
特	定 取 引 収	9,110	
	商 品 有 価 証 券 収	23	
	特 定 金 融 派 生 商 品 収	1	
	そ の 他 業 務 収	21	
	外 国 為 替 売 買 益	4,307	
	国 債 等 債 券 売 却 益	570	
	そ の 他 債 権 常 収 益	3,736	
	債 却 債 権 取 立 益	11,290	
	株 式 等 売 却 益	15	
	金 銭 の 他 の 託 運 用 収	9,216	
	そ の 常 費	5	
経	資 金 調 達 費	2,052	
	預 讓 コ 債 借 金 所 役 支 所 国 営		49,820
	預 讓 コ 債 借 金 所 役 支 所 国 営	5,244	
	預 讓 コ 債 借 金 所 役 支 所 国 営	3,326	
	預 讓 コ 債 借 金 所 役 支 所 国 営	72	
	預 讓 コ 債 借 金 所 役 支 所 国 営	1,160	
	預 讓 コ 債 借 金 所 役 支 所 国 営	437	
	預 讓 コ 債 借 金 所 役 支 所 国 営	87	
	預 讓 コ 債 借 金 所 役 支 所 国 営	159	
	預 讓 コ 債 借 金 所 役 支 所 国 営	0	
	預 讓 コ 債 借 金 所 役 支 所 国 営	4,561	
	預 讓 コ 債 借 金 所 役 支 所 国 営	633	
	預 讓 コ 債 借 金 所 役 支 所 国 営	3,928	
	預 讓 コ 債 借 金 所 役 支 所 国 営	7,163	
	預 讓 コ 債 借 金 所 役 支 所 国 営	1,076	
	預 讓 コ 債 借 金 所 役 支 所 国 営	276	
	預 讓 コ 債 借 金 所 役 支 所 国 営	5,810	
	預 讓 コ 債 借 金 所 役 支 所 国 営	29,600	
	預 讓 コ 債 借 金 所 役 支 所 国 営	3,250	
	預 讓 コ 債 借 金 所 役 支 所 国 営	667	
	預 讓 コ 債 借 金 所 役 支 所 国 営	850	
	預 讓 コ 債 借 金 所 役 支 所 国 営	1,090	
	預 讓 コ 債 借 金 所 役 支 所 国 営	641	
経	特 常 別 利		32,778
	固 退 職 給 付 産 信 託 返 還	16	
	固 退 職 給 付 産 信 託 返 還	376	
	固 退 職 給 付 産 信 託 返 還		31
	固 退 職 給 付 産 信 託 返 還	31	
特	引 前 住 民 税 及 び 事 業 税	8,887	33,139
法	人 税 人 税 人 税 等 純 利	226	
法	人 税 人 税 人 税 等 純 利		9,113
当	人 税 人 税 人 税 等 純 利		24,025

# 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等（株式は決算期末月1カ月の市場価格の平均）に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託における信託財産の評価は、時価法により行っております。

### 4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

### 5. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年 ～ 50年

その他 3年 ～ 15年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### 7. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び自己査定実施部署が資産査定を実施しております。

#### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理する方法によっております。

#### (4) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役、非常勤取締役及び社外取締役を除く。）への株式会社山口フィナンシャルグループ株式の給付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来使用見込額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

10. 連結納税制度の適用

当行は、株式会社山口フィナンシャルグループを連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に51,391百万円含まれております。

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,804百万円、延滞債権額は29,566百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は580百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,758百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,710百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,634百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、4,453百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 170,382百万円

担保資産に対応する債務

預金 15,044百万円

コールマネー 26,560百万円

債券貸借取引受入担保金 30,669百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引及び信託事務等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

有価証券 8,507百万円

また、その他の資産には、保証金、公金事務取扱担保金、金融商品等差入担保金、為替決済差入担保金及び金融券先物取引証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金 417百万円

公金事務取扱担保金 1,174百万円

金融商品等差入担保金 6,535百万円

為替決済差入担保金 39,110百万円

金融先物取引証拠金 10百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は559,297百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが460,691百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 17,016百万円

1 1. 有形固定資産の減価償却累計額 41,850百万円

1 2. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,247百万円

1 3. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,239百万円であります。

1 4. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額 223百万円

1 5. 関係会社に対する金銭債権 3,099百万円

1 6. 関係会社に対する金銭債務 16,907百万円

1 7. 単体自己資本比率（国際統一基準）

(1) 単体総自己資本比率 16.34%

(2) 単体Tier1比率 16.34%

(3) 単体普通株式等Tier1比率 16.34%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

その他取引に係る収益 3,608百万円

2. 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用 0百万円

その他取引に係る費用 14,963百万円

3. 関連当事者との間の取引のうち、重要なものは次のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社山口フィ ナンシャルグルー プ	被所有 直接100.00%	経営管理 (注1) 役員の兼務 出向者受入	資金の受入(注2)	(平均残高) 14,100	預金	9,977
				通貨スワップ(注2)	(想定元本) 66,579	金融派生商品	2,676
				金融派生商品費用 (注2)	△2,452	—	—
				出向者給与の支払 (注3)	13,815	未払費用	1,560
					未収収益	307	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当事業年度において、経営管理が無償となったため手数料は支払っておりません。

(注2) 一般の取引と同様な条件で行っております。

(注3) 出向契約に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	株式会社ワイエム保証	—	債務被保証	当行住宅ローン等に対する債務被保証(注) 保証料の支払(注)	401,055 687	— 未払費用	— 62

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 住宅ローン等に対する債務被保証については、信用保証契約に基づき行っております。

## (3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者	佃 和夫(注1)	—	資金の貸付	資金の貸付(注4)	(平均残高) 223	貸出金	223
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	山口トヨタ自動車株式会社(注2)	—	資金の貸付	資金の貸付(注4)	(平均残高) 1,250	貸出金	1,250
	株式会社トヨタレンタリース山口(注3)	—	資金の貸付	資金の貸付(注4)	(平均残高) 805	貸出金	1,200

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 株式会社山口フィナンシャルグループの取締役監査等委員であります。

(注2) 当行取締役監査等委員齋藤宗房とその近親者が議決権の55.7%を直接保有しております。

(注3) 山口トヨタ自動車株式会社の子会社であります。

(注4) 一般の取引と同様な条件で行っております。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当行は、銀行業務を中心として、証券業務、クレジットカード業務など、地域密着型の総合金融サービスを展開する山口フィナンシャルグループに属しております。このため、グループとして、信用リスク、市場リスク、流動性リスクなどさまざまなリスクを抱えており、これらのリスクは、経済・社会・金融環境などの変化により、多様化・複雑化しております。こうした状況を踏まえ、グループとして、リスク管理体制の強化を重要課題の一つとして捉え、健全性の維持・向上に努めるとともに、グループ共通の「リスク管理規程」を制定し、リスク管理に対する基本的な方針を明確にしております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主としてお取引先に対する貸出金であり、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託などであり、売買目的、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債については、預金、譲渡性預金を中心として、コールマネーなど市場からの調達も行っておりますが、必要な資金が確保できなくなるなどの流動性リスクのほか、金融経済環境の変化等に伴う金利リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、資産・負債に内在する市場リスクのヘッジ手段、及びお客様のニーズに応じた商品提供手段等として位置付けております。金利関連及び有価証券関連デリバティブ取引は、長期にわたり金利が固定される貸出金・預金や有価証券等に対して、将来の金利変動や価格変動が収益等に及ぼす影響を限定するためのヘッジを主目的として利用しております。また、通貨関連デリバティブ取引については、将来の為替変動に伴う収益変動等の回避、外貨資金の安定調達、及びお客様への商品提供を主目的として利用しております。なお、相場変動による収益獲得を目的とした取引については、リスクリミット及び損失限度額などの厳格な基準を定め、限定的な取扱いを行っております。

金利関連及び有価証券関連デリバティブ取引は金利や価格の変動を、また通貨関連デリバティブ取引は為替の変動を市場リスク要因として有しております。また、取引所取引以外の取引には、取引相手の財務状況の悪化等により契約不履行による損失が発生する信用リスク要因を有しております。

ヘッジ会計の利用にあたっては、事前に定められた適用要件を満たしていることを確認したうえで、繰延ヘッジを適用しております。ヘッジ手法については、主に同種類のリスクを持つ資産を特定したうえで、包括的にヘッジを行う包括ヘッジを行っております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## ①信用リスクの管理

信用格付制度の適切な運用により、お取引先の実態把握や正確な信用リスク評価に努めており、お取引先の決算期や信用状態の変化時に適時適切に格付の見直しを行うことで信用力評価の精度を高めております。

自己査定については、グループの統一基準に基づいて厳格に行い、自己査定結果に基づく償却・引当も適正に実施して、その妥当性については、検証部署による内容の検証、独立性を堅持した監査部署による内部監査を行っております。

また、個別案件審査においては、地区別審査を基本とする体制により地域特性や業種特性などを勘案したきめ細やかな審査を行うとともに、ポートフォリオ管理面でも、信用リスク計量化に基づく、格付別、業種別、地区別とい

たリスク管理の高度化に努めております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

## ②市場リスクの管理

市場リスクに関する管理プロセスを構築し、内在する市場リスクを特定するとともに、定量的な測定を実施しております。そのうえで、市場リスクを許容水準にコントロールするために、ALM（資産・負債総合管理）体制を導入、グループALM委員会を定期的開催し状況に応じた対応を図っております。

また、市場リスクの状況については、定期的な評価を行い、リスク・コントロールの適切性などについて、検証を実施しております。

## ③資金調達に係る流動性リスクの管理

預金による資金調達が大半を占めており、安定した調達基盤のもと、緻密な予測に基づいた資金管理を行い、主として金融市場での資金コントロールにより資金繰りを行っております。

資金繰り管理においては、流動性リスクを抑制し、安定性を確保するとともに、不測の事態に備え、流動性の高い資産を準備するなど流動性リスク管理には万全を期しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金預け金	670,231	670,231	—
(2)コールローン	86,141	86,141	—
(3)金銭の信託	32,961	32,961	—
(4)有価証券			
満期保有目的の債券	1,239	1,253	14
その他有価証券	1,062,711	1,062,711	—
(5)貸出金	3,833,876		
貸倒引当金（*1）	△22,280		
	3,811,596	3,849,705	38,109
資産計	5,664,881	5,703,005	38,123
(1)預金	4,849,425	4,849,681	256
(2)譲渡性預金	421,062	421,062	0
(3)コールマネー	60,933	60,933	—
負債計	5,331,421	5,331,677	256
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	7,873	7,873	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(299)	(299)	—
デリバティブ取引計	7,574	7,574	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

### 資 産

#### (1)現金預け金

約定期間が短期間（1年以内）又は満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (2)コールローン

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (3)金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

#### (4)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は外部の情報ベンダーから入手した価格によっております。投資信託は取引所の価格又は投資信託委託会社の公表する基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を無リスクの利子率に内部格付区分ごと

の信用コストを上乗せした利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

#### (5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を、事業性貸出金については無リスクの利率に内部格付区分ごとの信用コストを上乗せした利率で、消費性貸出金については同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

### 負債

#### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (3) コールマネー

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
①非上場株式(*1)	2,741
②組合出資金等(*2)	4,626
合計	7,367

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。



(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成30年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券 (平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	1,239	1,253	14
	その他	—	—	—
	小計	1,239	1,253	14
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		1,239	1,253	14

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成30年3月31日現在)

該当ありません。

4. その他有価証券 (平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	100,066	33,883	66,183
	債券	509,733	502,121	7,612
	国債	137,296	136,936	360
	地方債	—	—	—
	社債	372,437	365,185	7,251
	その他	12,155	12,079	76
	小計	621,955	548,083	73,872
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,247	4,615	△368
	債券	190,106	191,624	△1,517
	国債	134,673	135,712	△1,039
	地方債	498	500	△1
	社債	54,935	55,411	△476
	その他	246,401	259,476	△13,075
	小計	440,756	455,717	△14,960
合計		1,062,711	1,003,800	58,911

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	2,741
その他	4,626
合計	7,367

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	10,140	6,136	—
債券	769,830	2,864	101
国債	679,188	2,085	82
地方債	8,495	282	—
社債	82,145	496	19
その他	333,363	3,952	1,825
合計	1,113,334	12,952	1,926

7. 保有目的を変更した有価証券

記載すべき重要な変更はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券 (時価を把握することが極めて困難なものを除く) のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないもの

については、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおり定めております。

時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合は、「著しく下落した」と判断しております。ただし、株式及びこれに準ずる有価証券については、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合は、発行会社の信用リスク（自己査定における債務者区分、外部格付等）、過去の一定期間の下落率を勘案して、「著しく下落した」かどうかを判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成30年3月31日現在）  
該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（平成30年3月31日現在）  
該当ありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成30年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	32,961	33,086	△124	1	△126

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,750百万円
退職給付引当金	1,273
減価償却費	294
減損損失	33
有価証券有税償却	211
その他	1,633
繰延税金資産小計	9,196
評価性引当額	△352
繰延税金資産合計	8,844
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	17,636
固定資産圧縮積立額	510
退職給付信託設定益	3,112
その他	108
繰延税金負債合計	21,367
繰延税金資産の純額	12,523百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	2,113円27銭
1株当たりの当期純利益金額	120円13銭